

議案第19号

鳥取県立高等学校学則の一部改正について

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出します。

平成26年3月21日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

◇鳥取県立高等学校学則の一部改正について

1 規則の改正理由

国民の祝日、日曜日及び土曜日においても県立高等学校の授業を実施できるようにする。

2 規則案の概要

- (1) 校長は、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日を休業日としないことができることとする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則案

鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休業日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 校長は、第1項の規定にかかわらず、同項第1号又は第2号に掲げる日を休業日としないことができる。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>5 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から第5号までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を<u>臨時に変更</u>することができる。</p>	<p>(休業日)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 略</u></p> <p>4 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から第5号までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を変更することができる。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◇鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号）

（休業日）

第5条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで
 - (4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長が定めた日（総日数は57日以内とする。）
 - (5) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
 - (6) 前各号に定めるもののほか、教育長が指定する日又は校長が定める日
- 2 前条第2項の規定により届け出た学校にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり又は第2学期の始めを休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。
- 3 定時制の課程の休業日については、第1項第3号及び第5号の規定にかかわらず、校長が別に定めるところによる。
- 4 校長は、教育上必要があると認めたときは、第1項第1号から第5号までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を変更することができる。

◇鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）

（休業日）

第7条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 日曜日及び土曜日
 - (3) 学年始休業日 4月1日から4月6日まで
 - (4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長があらかじめ教育長に届け出た日（総日数は57日以内とする。）
 - (5) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
 - (6) 前各号に定めるもののほか、教育長が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め教育長の承認を受けて定めた日
- 2 前条第2項の規定により届け出た学校にあっては、前項の規定にかかわらず、第1学期の終わり又は第2学期の始めを休業日とすることができる。この場合において、同項第4号の総日数は、当該休業日の日数を減じた日数とする。
- 3 校長は、第1項の規定にかかわらず、教育長の承認を受けて、同項第1号又は第2号に掲げる日を休業日としないことができる。
- 4 校長は、第1項第3号及び第5号の規定にかかわらず、高等学校の定時制の課程の休業日については、教育長の承認を受けて、別に定めることができる。
- 5 校長は、教育上必要があると認めたときは、第1項第1号から第5号までに掲げる休業日又は第2項若しくは前項の規定による休業日を臨時に変更することができる。この場合において、変更後の休業日の総日数は、変更前の休業日の総日数を超えてはならない。
- 6 校長は、前項の規定により休業日を変更するときは、あらかじめ、教育長に届け出なければならない。

※下線部が平成25年12月27日改正部分